

受入れ人数

受入れる実習生には人数の受入枠があります。

企業様の常勤職員数によって一年間の受け入れられる人数が変わります。

外国人技能実習生の受入れ人数

技能実習生区分	企業様（実習実施者） 常勤職員数(正社員)	年間受入れ人数
第1号(1年間)	30人以下	3人
	31人～40人	4人
	41人～50人	5人
	51人～100人	6人
	101人～200人	10人
	201人～300人	15人
	301人以上	常勤職員数の5%
第2号(2年間)	基本人数枠の2倍	

例）常勤職員数が30人以下の場合

1年目は3人の受入れが可能。1年目の3人が2年目になるときに新たにもう3人の受入れが可能となり、2年目は実習生が計6人になります。毎年3人の受入れができますので、3年目は合計9人となりますが、4年目は初めの実習生3人の帰国と同時に新たに3人の受入れが可能になるので、実習生は最大9人です。

実習生	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
一期生	 技能実習1号	 技能実習2号	 技能実習2号	帰国	
	テスト				
二期生		 技能実習1号	 技能実習2号	 技能実習2号	帰国
		テスト			
三期生			 技能実習1号	 技能実習2号	 技能実習2号
			テスト		
四期生				 技能実習1号	 技能実習2号
				テスト	
五期生					 技能実習1号
				テスト	
実習生合計	3人	6人	9人	9人	9人

※「実習実施者(企業様)の優良認定」で、受入れ人数枠の拡大、技能実習期間の延長等も可能となります。

(認定条件:基礎級検定の合格率／3級検定の合格率／3級検定合格人数／企業様指導員の養成講習受講歴／等)